

## 定住促進住宅取得等奨励金制度（増改築・改修）の申請手続きの流れ

**STEP 1** 請負の契約を締結したら

→**契約の日から2カ月以内に**

**定住促進住宅取得等奨励金交付申込書(様式第1号)を提出**

※ただし、平成28年9月12日以前に締結した契約分については、同年10月30日までに提出するものとする

添付書類

- ・ 請負契約書又は売買契約書の写し
- ・ 建物平面図等（増改築、改修の内容がわかるもの）

**STEP 2** 家屋の引き渡しが終わったら

→**家屋の登記日以降、(改築、改修で登記に変動がない場合は引き渡し後)6カ月以内に取得した家屋に入居**

**STEP 3** 対象家屋に入居し、その年の12月31日まで引き続き居住したら

→**翌年の2月1日～3月15日まで(土日祝日を除く)に**

**定住促進住宅取得等奨励金交付申請書(様式第2号)を提出**

添付書類

- ・ 対象住宅の登記事項全部事項証明書（増築の場合、コピー可）
- ・ 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書（コピー可）
- ・ 請負契約書又は売買契約書（交付申込み後に変更があった場合のみ）
- ・ 建物平面図（交付申込み後に変更があった場合のみ）
- ・ 承諾書兼宣誓書（様式第3号）
- ・ 建築確認済証、検査済証、または建築士等から交付された増改築工事証明書のいずれか（コピー可）

※**登記事項全部事項証明書**と**年末残高等証明書**は、住宅ローン控除の手続きで原本が必要となりますので、**あらかじめコピーをご準備**ください。

※申請手続き時には**認め印**と、奨励金の振込先となる**通帳(申請者名義のもの)**をご持参ください。

○申請いただいた内容を審査し、条件を満たしていると認められる場合、定住促進住宅取得等奨励金交付決定兼確定通知書を送付いたします。

**STEP 4** 定住促進住宅取得等奨励金交付決定兼確定通知書の送付を受けたら

→**定住促進住宅取得等奨励金請求書(様式第7号)を提出**

○請求書を受領後、商品券交付分を控除した額を指定口座に振り込みます。

次ページもご覧ください。

## 商品券交付手続き

**STEP 5** 商品券の交付を受けるときは

**→交付決定を受けた年の4月(別途通知する期間中)に**

**役場2階企画財政課で受領**

必要なもの

- ・ 定住促進住宅取得等奨励金（商品券分）交付決定兼確定通知書（原本）
- ・ 受領者の運転免許証、パスポートなど、現住所・氏名・生年月日が確認できるもの
- ・ 受領書
- ・ 受領者の認印

### 注意事項

※申請期限を過ぎると交付が受けられなくなります。

※奨励金の申請に関し、偽りその他不正の行為があったときや、居住開始日から5年以内に対象住宅を売り渡したとき、町の区域外へ住所を移したなどのときは、奨励金の全部又は一部を返還いただきます。

申請先・問合せ先

石川県河北郡津幡町字加賀爪二3

津幡町総務部企画財政課

TEL: (076) 288-2158(直通)

FAX: (076) 288-6358